

(令和4年9月1日現在)

おいなんよ！あなんTOWN

令和4年度版 支援制度一覧

補助金や助成金など町の支援制度を「第6次阿南町総合計画」の基本計画のカテゴリー別にご紹介します。

詳しくは、担当課（係）に直接お問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

I くらし・コミュニティ・交通

I-i くらし・移住定住

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
U I J ターン就業・創業支援	三大都市圏から町内に移住し、県が認定した企業に就職した方	① 世帯：100万円 ② 単身：60万円	総務課 企画財政係
空き家利用促進	空き家の所有者	補助対象費の5/10以内 (上限 改修 100万円 解体 50万円)	
かえっておいな いよ奨励金	町出身者でUターンし、町内に住所を有し、町内外の事業所へ就職または起業した方	Uターン支援12万円(公益性の高い事業所への就職は対象外)	振興課 商工観光係
就労祝い金	新卒者で町内に住所を有し、町内または町外事業者に常用労働者として6月以上雇用された方	20万円(公益性の高い事業所への就職は対象外)	
住宅リフォーム補助	①個人住宅の増築・改築等の希望者 ②工事費が20万円(消費税を含む)以上のリフォーム	補助対象経費の2/10(上限20万円)	建設環境課 環境水道係
住宅新築補助	65歳未満で、町内への住宅の新築希望者	① 新築100万(地元業者施工の場合は150万円) ② 土地取得費用の1/2(上限100万円)	

I-ii コミュニティとまちづくり

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
集会施設等整備支援	集会施設等 (改修資材等の原材料支給可)	補助対象費の8/10以内 (上限 新築700万円 改築200万円 改修100万円)	総務課 企画財政係
まちづくり事業	町内在住者で組織する地域づくり団体等	補助対象費の7/10以内 (3年間で100万円上限)	
協働のまちづくり活動	集落区や複数の集落	補助対象費の7/10以内(上限30万円/年、3年間継続可)	

I-iii 交通

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
タクシー券交付	町内移動または町内からJR温田駅もしくは門島駅への移動にタクシーを利用する方	タクシー券購入費用の8/10	総務課 企画財政係
運転免許返納者対策	運転免許証を返納した方	南部公共バス・町民バスの利用料無料	

V-v 防災

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
自主防災組織施設整備	自主防災組織	防災の資機材整備事業費の3/4以内(上限30万円)	総務課 危機管理 防災係
飲料水タンク設置補助	町内に住所を有する個人で、自らが所有する建物等に飲料水タンクの設置を行おうとする方または建築物の所有者の同意を得た占有者	40ℓ以上の飲料水タンクの設置 ① 雨水貯留施設(タンク)を併せて設置する場合：設置費の8割(上限80万円) ② 単体で設置する場合：設置費の7割(上限70万円)	
消防団員準中型自動車免許取得費補助	阿南町消防団員(普通自動車免許を所持している方であって、準中型免許を必要とする方)	① 普通自動車免許を所持している方であって、準中型免許の取得に係る経費(上限15万円) ② 普通自動車免許(オートマチック限定免許)を所持している方であって、準中型免許の取得に係る経費(上限17万円)	建設環境課 環境水道係
住宅・建築物耐震改修促進	① 建築物の耐震補強等を希望する住宅の所有者 ② 耐震診断の総合評点が1.0未満の既存木造住宅であること	① 既存木造住宅耐震補強：対象経費の1/2以内(上限100万円) ② 耐震シェルター等設置：対象経費の1/2以内(上限20万円)	

V-vi 交通安全・防犯

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
後付け安全運転支援装置設置	65歳以上の方	補助対象経費の9/10以内(上限5万円)	総務課 危機管理防災係
特殊詐欺等被害防止対策機器購入	65歳以上の方	迷惑通話の内容を自動的に録音する電話機及び電話機に接続して用いる機械購入費の2/3(上限5,000円)	建設環境課 環境水道係

VI 新型コロナウイルス対策特別給付事業

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
新型コロナウイルス対策特別給付 (物価高騰・消費喚起対策)	町内に住所を有する方	一人当たり町内取扱店で使える ① 18,000円の商品券 ② 2,000円の食事券 使用期間 令和4年8月1日～ 令和4年10月31日	振興課 商工観光係

VII マイナンバーカード普及促進

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
マイナンバーカード普及促進	町内に住所を有し、令和5年2月までにマイナンバーカードを取得した方	一人当たり町内取扱い店で使えるニコニコ商品券2,000円 使用期限 令和5年2月28日まで	住人税務課 住民係

問合せ先一覧(電話番号)

総務課	民生課	住民税務課	振興課	建設環境課	教育委員会
22-2141	22-4051	22-4052	22-4055	22-4053	22-2270

V-ii 上下水道

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
水道施設整備	① 水道新規加入者で、本管から量水器までの新設工事希望者 ② 水道加入者で、増圧ポンプの設置希望者 ③水道給水区域外の方で、井戸等の給水施設工事希望者	①、②工事費用の 8/10 以内 ③ 工事費用から 30 万円を控除した額の 7/10 以内	建設環境課 環境水道係
下水道施設整備	農集排新規加入者で、本管から公共マスまでの新設工事希望者	工事費用の 8/10 以内	
合併処理浄化槽等設置整備	農集排区域外の方で、合併処理浄化槽等の設置希望者	5 人槽 342,000 円 7 人槽 414,000 円 8 人槽以上の二世帯住宅 537,000 円	

V-iii エネルギー

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
太陽光発電システム設置	自宅の屋根等に 10 キロワット未満の太陽光発電システムの設置希望者	発電能力1キロワット当たり 3 万円（上限 12 万円）	建設環境課 環境水道係
太陽熱温水器設置	太陽熱温水器の設置希望者	設置費の 1/3(上限 5 万円)	

V-iv 生活基盤

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
生産・生活基盤整備	① 災害で被災した農地、井水等の復旧希望者 ② 農地の区画整理、暗渠排水等の工事希望者	① 田畑 98%、井水 95%、用水路 95%、ため池 95% ② 95%	振興課 農政係
	① 災害で被災した宅地等の復旧希望者 ② 私道の舗装、排水等の工事希望者	① 宅地 90% 補助金限度額：500 万円 ※ 管理された宅地の場合は事業費の 50% で補助金限度額：100 万円 ※ 町内に住所が無い者は、事業費の 50%以内で、補助金限度額：30 万円 ② 66.6%	建設環境課 建設林務係
	地元施工工事補助	小規模の農道・水路・町道・林道の改修や修繕を行う区、管理組合	振興課 農政係 建設環境課 建設林務係

II 子育て・教育・文化

II-i 子育て

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
結婚祝金 ※	町に居住及び住所を有する夫婦	1 組 10 万円	住民税務課 住民係
出産祝金 ※	出産時に町に居住及び住所を有する父母で、親子ともに住所を有して同居し、子の養育及び監護を行う父母	1 子につき 20 万円	
チャイルドシート購入補助 ※	町に居住及び住所を有する 6 歳未満の子どもの保護者	チャイルドシート購入費（上限 2 万円/件）	
卒業祝金	中学校を卒業する生徒の保護者	生徒一人当たり 5 万円（商品券）	教育委員会 子ども教育係
青少年健全育成	各地区子ども会育成会	定額（毎年度）	教育委員会 社会教育係

※ 町に永住意思のある方

II-ii 学校教育

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
特色ある学校づくり	町内小中学校 6 校	定額（毎年度）	教育委員会 子ども教育係
高校通学等補助	バス・電車を利用して通学、下宿アパートを利用している町内の高校生	補助対象費の 4/10 以内	
修学資金利子補給金	教育ローンや奨学金を利用している方	指定金融機関からの借入基準額の利子相当分	

II-iii 社会教育・文化・スポーツ

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
社会教育活動	① 公民館 ② 社会教育団体 ③ 文化財保存団体 ④ 少年少女スポーツ団体	定額（毎年度）	教育委員会 社会教育係

III 医療・福祉・健康

III-i 医療

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
めばえ支援	1 年以上住所を有し、医師から不妊症と診断され不妊治療を行っている方	不妊治療に係る保険診療適用外の検査費及び診療費の 1/2 以内(上限15万円)	民生課 健康支援係
医療技術者等確保対策奨学金返還	町内医療機関・福祉施設に医療技術者として勤務し、奨学金返還を行っている 40 歳未満の方	奨学金返還月額の全額（上限 15,000 円/月） ※ 町外者は、50%（上限 7,500 円/月）	
医学生・看護師等修学資金貸与	将来、町内の医療機関に医師、看護師等として従事しようとする方	医師：月額 20 万円以内 看護師等：月額 5 万円以内	
高齢者インフルエンザ予防接種	65 歳以上の方または 60 歳以上 65 歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器に病気のある方	個人負担 2,000 円	
高齢者肺炎球菌予防接種	未接種の方で、65 歳以上の方または 60 歳以上 65 歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器に病気のある方	個人負担 2,200 円	
おたふくかぜ予防接種	1 歳以上 7 歳未満	接種費用の半額	
児童インフルエンザ予防接種	1 歳から 15 歳まで	個人負担 1 回目 2,500 円 2 回目 1,500 円	

Ⅲ- ii 高齢者福祉・地域福祉・障がい者福祉

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
シルバー人材センター運営補助	阿南広域シルバー人材センター	運営費補助	民生課 福祉係
社会福祉協議会運営助成	阿南町社会福祉協議会	運営費助成	
介護事業所等の遠距離通勤支援	遠距離通勤者（片道 30km 以上の方）に対し通勤手当及び通勤手当とは別に手当を支給している町内に所在する介護事業所等を運営する法人	① 通勤手当の額と、片道通勤距離29kmの通勤手当相当額の差額 ② 通勤手当とは別に遠距離通勤に対する手当を支給した額	
介護職員実務者研修受講料	町内に所在する介護事業所等に勤務し、実務者研修の受講を希望する方	1人当たり受講料の 8/10 に相当する額と 10 万円のうち、いずれか低い額	
生活環境改善（冬季のみ）	住民税非課税の 75 歳以上独居・高齢者世帯	町内取扱店で購入したエアコン購入費用の 1/2（上限 5 万円）	
高齢者・障害者の住宅改良	① 65 歳以上の要介護認定者 ② 65 歳未満の身体障害者手帳所有者 ※ 世帯所得制限あり	浴室・トイレ・居室等の改修費の 9/10(上限 63 万円)	
緊急宿泊支援	① 要介護 3 以上の方（認知症要介護者は要介護 2 以上） ② 在宅の重度心身障がい者	宅幼老所等が一時宿泊経費で 4 千円/泊を超えた額（上限 4 泊/月）	
配食サービス	① 65 歳以上の独居、高齢者世帯で、食事の調理・調達が困難な方 ② 町長が必要と認めた障がい者	事業所が提供する配食サービス費 1 食 350 円(1 日 1 食まで)	
介護保険居宅サービス利用料負担軽減	前年度の介護保険居宅サービス利用者のうち利用料が一定額を超えた方	前年度利用料の 1/2 をあなん福祉商品券にて助成（町予算額の範囲内）	
腎不全療養者通院費	腎不全患者（人工透析患者）	通院費の 1/2 ※ 自家用車の場合は、普通自動車 1L/10 km 軽自動車 1L/15 km	
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	聴力レベルが、身体障害者手帳の交付対象外である 18 歳未満の方 ※ 専門医による診断が必要	国の定める基準額または購入費用のいずれか低い額の 2/3	
障害高齢者通院支援	70 歳以上の障がい高齢者（認知症も含む）	福祉有償運送サービスの利用料（上限 1 万円/年）	
シニアクラブ活動助成	町シニアクラブ連合会 単位シニアクラブ	連合会 473,000 円 単位クラブ 50 人以上 44,000 円 50 人未満 26,000 円	
心身障害児通所通園推進	心身障害児通園施設に通園する児童の通園に要する交通費	交通費のうち 1 か月 2,000 円を超える部分の 2 分の 1 以内	

Ⅳ- iv 商業・工業

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
がんばる企業応援	町内で 5 年以上操業を続ける製造業を営む企業	工場の増改築等を行う場合に要する経費の 1/2 以内（上限 1,000 万円）	振興課 商工観光係
商工会経営改善普及事業	阿南町商工会	商工会の小規模支援事業職員設置費等に対する補助	
商工会自主事業	阿南町商工会	商工会の自主的事業に対する補助（支部活動・イベント・健診・厚生事業等）	
商店街街路灯維持	阿南町商工会各支部	街路灯電気料の 1/2	
商工業機械備品リフレッシュ	町内で営業している商工業を営む方で機械備品の更新等をする方	機械備品の導入に要する費用に 6/10 以内（上限 30 万円）	
創業支援資金利子補給	長野県中小企業融資制度に定める創業支援向け融資を受けた方	金融機関に支払った利子分	
県中小企業融資制度資金保証料助成	町内で商工業を営む方	融資に対する保証料助成	
商工業用店舗工場新改築	店舗や工場を新・改築するため 1,000 万円以上の資金を借り入れた、町内で商工業を営む方	借入金額の 1/10 以内を補助（上限 100 万円）	
来客用駐車場等整備	来客用の駐車場を整備した、町内で商工業を営む方	事業費7/10以内を補助(上限100万円)	
中小企業退職金制度加入促進	制度に加入している事業主の方	雇用した方 1 人当たり、1 か月 1,000 円を補助（3 年間まで）	
雇用奨励金	新卒者を雇用した町内事業者	1 人 25 万円	

Ⅴ 環境・防災・安全

Ⅴ- i 環境保護・保全

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
雨水貯留施設設置	雨水貯留施設の設置希望者 ① 建築物の雨どい等に接続し、架台等で固定されていること ② 貯留槽の容量が 100 ℓ 以上かつ「15 ℓ × 世帯人数 × 3」を超えること ※タンク単体のみの購入は対象外	補助対象経費の 1/2 ① 100 ℓ ～500 ℓ 未満(上限 25,000 円) ② 500 ℓ 以上（上限 5 万円） ※ 1 敷地内の上限 10 万円	建設環境課 環境水道係
生ごみ処理機購入	① 生ごみ処理機の購入希望者 ② 購入金額が 3 万円（消費税除く）以上の機種	購入費の 1/3(上限 2 万円)	

農業機械等導入	町内に住所を有し、新たに事業を行うために農業機械等を導入する認定新規農業者等または認定農業者等	① 農業用機械の導入 事業費 100 万円以上の 2/3 以内(上限 500 万円) ② 農業用施設の新設及び改修 事業費 100 万円以上 1/2 以内(上限 500 万円)	振興課 農政係
※ 農業用機械補助制度の施行は、令和 4 年 3 月 3 1 日をもって終了しました。			
有害鳥獣防除柵等設置	5 アール以上の農地を有する方	事業費 3 万円以上の 5/10 以内（上限 50 万円）	
遊休荒廃農地活性化対策	遊休荒廃農地を取得、3 年以上利用権設定をした農業従事者または団体	10 アール当たり 3 万円以内	
畜産人工授精振興	畜産事業者で町税の滞納がない方	牛の人工授精 1 回当たり 5,000円(1頭当たり2回まで)	
養鶏振興	町内に住所を有し、町内で養鶏業を営み町税の滞納がない方	ニューカッスル病予防ワクチン投与または購入に要する経費の 1/2 以内	

IV-iii 林業

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
有害鳥獣駆除	猟友会各支部 ただし、スズメバチ駆除及び新規狩猟免許取得補助は町内に住所を有する方	① 有害鳥獣等駆除補助 定額（スズメバチは、女王蜂 1 匹当たり 100 円以内） ② 捕獲檻購入補助 購入経費の 4/10(上限 100,000 円) ③ 新規狩猟免許取得補助 免許取得経費の 1/2 ④ 有害鳥獣駆除従事者講習会補助 講習会受講経費	建設環境課 建設林務係
森林造成	森林造成事業を行う事業者（森林組合等）	信州の森林づくり事業（間伐）の実行経費から国県補助金を引いて得た額以内（森林所有者の負担なし）	
みどりの少年団活動	阿南みどりの少年団	定額（毎年度）	
しいたけほだ木造成支援	町内で原木しいたけを生産する方	補助対象となるしいたけほだ木の本数：80 本以上 しいたけほだ木 1 本当たり 200 円を乗じて得た額（上限 20 万円）	
荒廃竹林等整備促進事業あっせん	区、組、任意団体（以下「区等」という。）で、その区等が属する区長の承認を受けた区等	自走式木材粉碎機の無償利用をあっせんする。 対象竹林等は、道路・河川・公共施設・人家に隣接する竹林等とする。 対象竹林等の面積は、1 アール以上	
松くい虫予防対策	町内に住所を有する方	森林以外（庭木・墓地など）にある松を対象として、松くい虫予防のため、樹幹注入剤購入費の 5 0 %以内	

III-iii 健康プラン

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
人間ドック受診費用	① 国民健康保険の被保険者で当該年度中に 40 歳～74 歳の方 ② 国民健康保険の被保険者以外で、当該年度に 40・45・50・55・60・65・70 歳になる方	①、② 1 人 13,000 円（1 年に 1 回）	民生課 健康支援係
後期高齢者人間ドック受診費用	後期高齢者医療保険に加入の方	1 人 10,000 円（1 年に 1 回）	
脳ドック費用	当該年度中に 41・46・51・56・61・66・71 になる方	受診費用の半額 補助対象医療機関は、阿南病院、瀬口脳神経外科	
歯科健診費用	当該年度に 40・50・60・70 歳になる方	個人負担 1,000 円	

IV 産業振興・雇用創出

IV- i 都市との交流

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
グリーンツーリズム推進	町内に住所を有し、町内において農業体験民宿事業を行う方	① 簡易宿所営業許可に係る旅館業経営許可申請手数料補助 1 件当たり 20,000 円 ② 簡易宿所営業許可に係る旅館業経営承継承認申請手数料補助 1 件当たり 6,000 円	振興課 商工観光係

IV- ii 農業

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
あなんの農産物を出荷して販売しよう事業	① 基礎型 出荷販売促進事業 町内に住所と農地を有し、基幹農産物を出荷及び販売する方または団体 ② 拡大型 農業施設等整備事業 町内に住所と農地を有し、高収益農作物を導入し、出荷及び販売する方 ※ ①、②のいずれも専ら家庭で消費する農作物の生産者は除く。	① 大豆を町指定加工事業者へ出荷した場合 出荷量 1 kg当たり 1 級 450 円 2 級 400 円 3 級 350 円 格外 200 円 ② 農業施設等整備 ア バイプハウス(50 ㎡以上) 事業費 10 万円以上の 5/10 以内（上限 100 万円） イ 冬期間の出荷作物の拡大や寒さ対策に必要な附帯設備費用（50 ㎡以上）事業費 10 万円以上の 5/10 以内（上限 50 万円）	振興課 農政係
農地流動化促進	農地を借り受けて町内で農業に従事する方	① 町内に住所を有する方 10 アール当たり 1 万円 ② 町外に住所を有する方 10 アール当たり 5 千円	